

鳥取県新型コロナウイルス感染症対策本部（第61回）

- 日時：令和3年1月14日（木） 午後3時30分から
- 場所：鳥取県庁災害対策本部室（第2庁舎3階）
- 出席：知事、副知事、統轄監
令和新時代創造本部、交流人口拡大本部、危機管理局
総務部、福祉保健部、生活環境部
東部地域振興事務所、中部総合事務所、西部総合事務所、日野振興センター
鳥取市保健所
- 議題：
 - （1）緊急事態宣言の追加について
 - （2）本県の対応について
 - （3）症例報告について
 - （4）その他

緊急事態宣言の変更（1月13日）

<緊急事態措置を実施すべき区域>

東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県
新たに栃木県、岐阜県、愛知県、京都府、大阪府、
兵庫県及び福岡県の2府5県を追加

※新たに追加された区域の実施すべき期間は、
令和3年1月14日から2月7日まで（25日間）

基本的対処方針の概要（緊急事態措置の具体的内容）

これまでの経験を踏まえ、以下の4点をパッケージとして対策に取り組む

- ①飲食店の営業時間短縮、②テレワークによる出勤7割減、
- ③20時以降の外出自粛、④イベントの人数制限

➤ 施設の使用制限等

- 飲食店等に対する営業時間短縮（20時（酒類の提供は19時）まで）の要請

⇒飲食店（居酒屋・喫茶店等を含み、宅配・テイクアウトは除く）

遊興施設等（バー・カラオケボックス等で食品衛生法の営業許可を受けている店舗）

- 飲食店以外の施設（劇場、映画館、集会場、1000㎡超の店舗、展示場、ホテル又は旅館等）についても、同様の働きかけを行う
- 地方創生臨時交付金に設けた「協力要請推進枠」により、飲食店に対して営業時間短縮要請等と協力金の支払いを行う都道府県に対する支援を行う（1日あたり6万円、1か月最大180万円に引き上げ）

基本的対処方針の概要（緊急事態措置の具体的内容）

➤ 職場・出勤

- 「出勤者数の7割削減」を目指すことも含め、接触機会の低減に向け、在宅勤務（テレワーク）やローテーション勤務等を強力に推進
- 事業の継続に必要な場合を除き、20時以降の勤務を抑制

➤ 外出の自粛

- 不要不急の外出・移動自粛の要請、特に、20時以降の外出自粛を徹底

➤ イベント等の開催制限

- 別途通知する目安を踏まえた規模要件等（人数上限・収容率、飲食を伴わないこと等）を設定し、要件に沿った開催の要請
⇒人数上限5,000人かつ収容率50%以下に厳格化

※学校については、一律に臨時休業を求めるのではなく、感染防止対策の徹底を要請（緊急事態宣言区域においては、部活動における感染リスクの高い活動を制限）。大学等についてはオンライン授業の効果的实施等を要請。

水際対策の強化

○12/28以降の措置

- ・全ての国・地域からの外国人の新規入国を一時停止
- ・二国間の取り決めに基づく「レジデンストラック」「ビジネストラック」は例外的に入国を認める



○1/14以降の措置

- ・緊急事態宣言発出中は、「レジデンストラック」「ビジネストラック」の運用を停止し、外国人の新規入国を認めない

(参考)

レジデンストラック：主に駐在員の派遣・交代等、長期滞在者用（入国後14日間の自宅等待機）
11か国が対象（タイ、ベトナム、カンボジア、シンガポール、韓国、ブルネイ、マレーシア、ミャンマー、ラオス、台湾、中国）

ビジネストラック：主に短期出張者用（「本邦活動計画書」の提出等により、入国後14日間も行動範囲を限定した形でビジネス活動が可能）
4か国が対象（シンガポール、韓国、ベトナム、中国）

※日本人の入国や在留資格保持者の再入国は引き続き可能であるが、「出国時の検査証明」「空港での検査」「入国後14日間の自宅等待機」「公共交通機関の不利用」「位置情報の保存等」⁵が求められる。（これらの誓約に違反した場合は氏名等の公表や在留資格の取消等を行う）

緊急事態宣言拡大に伴う往来についてのお願い

- ◆東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、大阪府、京都府、兵庫県(香美町及び新温泉町を除く)、愛知県、岐阜県、栃木県、福岡県(「緊急事態宣言」対象地域)
⇒ 日程の見直しを改めて検討していただくことも含め、平日・休日を問わず可能な限り往来を控えてください。
- ◆岡山県、広島県
⇒ 感染例が相次いでいます。今一度予定を見直して、不要不急の往来は控えてください。
- ◆その他の感染が流行している地域(「感染流行警戒地域(Ⅳ)」、「感染流行嚴重警戒地域(Ⅴ)」)
⇒ 往来の計画の必要性について、慎重にご判断ください。
北海道、茨城県、群馬県、長野県、滋賀県、奈良県、愛媛県、熊本県、宮崎県、沖縄県など
- ◆兵庫県のうち香美町及び新温泉町(因幡・但馬麒麟のまち連携中枢都市圏)
⇒ 通勤、通学、生活用品の買い物など、感染予防対策を十分取った上での必要不可欠な往来については、差し支えありません。ただし、不要不急の往来は控えてください。
- ◆体調に不安があるとき ⇒ 往来を控えてください。
- ◆行き先の自治体が出しているメッセージなども確認してください。

政府による基本的対処方針を踏まえた県庁の対応

■ 職員の県外出張等の取扱

- 県外への出張、県外からの関係者等の招へいについては、基本的にオンライン形式で代替する
- 「緊急事態宣言」対象地域である東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、栃木県、岐阜県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、福岡県への出張は制限する
- 上記の1 1 都府県以外の「感染流行警戒地域(Ⅳ)」「感染流行嚴重警戒地域(Ⅴ)」への出張は、必要性を十分検討し、不急の出張は控える

■ 職場内の感染対策（鳥取型オフィスシステム）の徹底・強化

- 北海道庁のクラスター発生事案など、職場内でクラスターが発生していることから、職員の執務機の配置の見直し、間仕切りの設置、共用物品（コピー機・電話機等）の定期的な消毒等、専門家の指導を受けながら鳥取型オフィスシステムのレベルを上げ、感染対策を徹底・強化する
- 各職場の衛生管理者等の研修会を実施し、職場内の感染対策を一層徹底・強化する

政府による基本的対処方針を踏まえた県庁の対応

■ 職場への出勤等の取扱

- テレワーク（在宅勤務、サテライトオフィス勤務）、時差出勤等、人との接触を低減する取組を更に推進する

〔新型コロナウイルス感染症への対応として設定したサービス上の取扱〕

在宅勤務	特別休暇	自宅待機
重症化リスクが高い職員・妊娠している職員 等	職員又はその親族に発熱等の症状が見られ、療養する必要がある職員 等	新型コロナ感染者との濃厚接触者

■ 庁内会議の対応

- 庁内会議であっても、参集は控え、テレビ会議を活用する
- 参集する場合は、人と人との距離を確保する

■ 県外本部（東京・関西・名古屋）の対応

- 既に県庁内に県外本部の分室を設置し、一定の職員を帰鳥させるなど、テレワーク中心の業務体制を構築しているが、現地スタッフにおいては更に感染予防を徹底する

政府による基本的対処方針を踏まえた県庁の対応

■ 首都圏アンテナショップの対応

- 緊急事態宣言期間中、とっとり・おかやま新橋館（首都圏アンテナショップ）の営業時間を午後 8 時までとする

■ 鳥取県新型コロナウイルス感染症対策本部事務局の増強

- クラスタ対策などの感染症対策に万全を期すため、衛生技師を中心に増強した本部事務局体制を維持する

■ 県庁における財務業務の 2 系統体制

- 職員が罹患した場合においても、公金等の支払に支障がないよう、予備の執務室での業務体制を継続する
 - ✓ 公金支払業務を担う所属（統括審査課・庶務集中課）の職員を 2 グループに分離
 - ✓ 還付等の税務業務は、各県税事務所・税務課の間で相互にバックアップ

県主催イベントの対応について

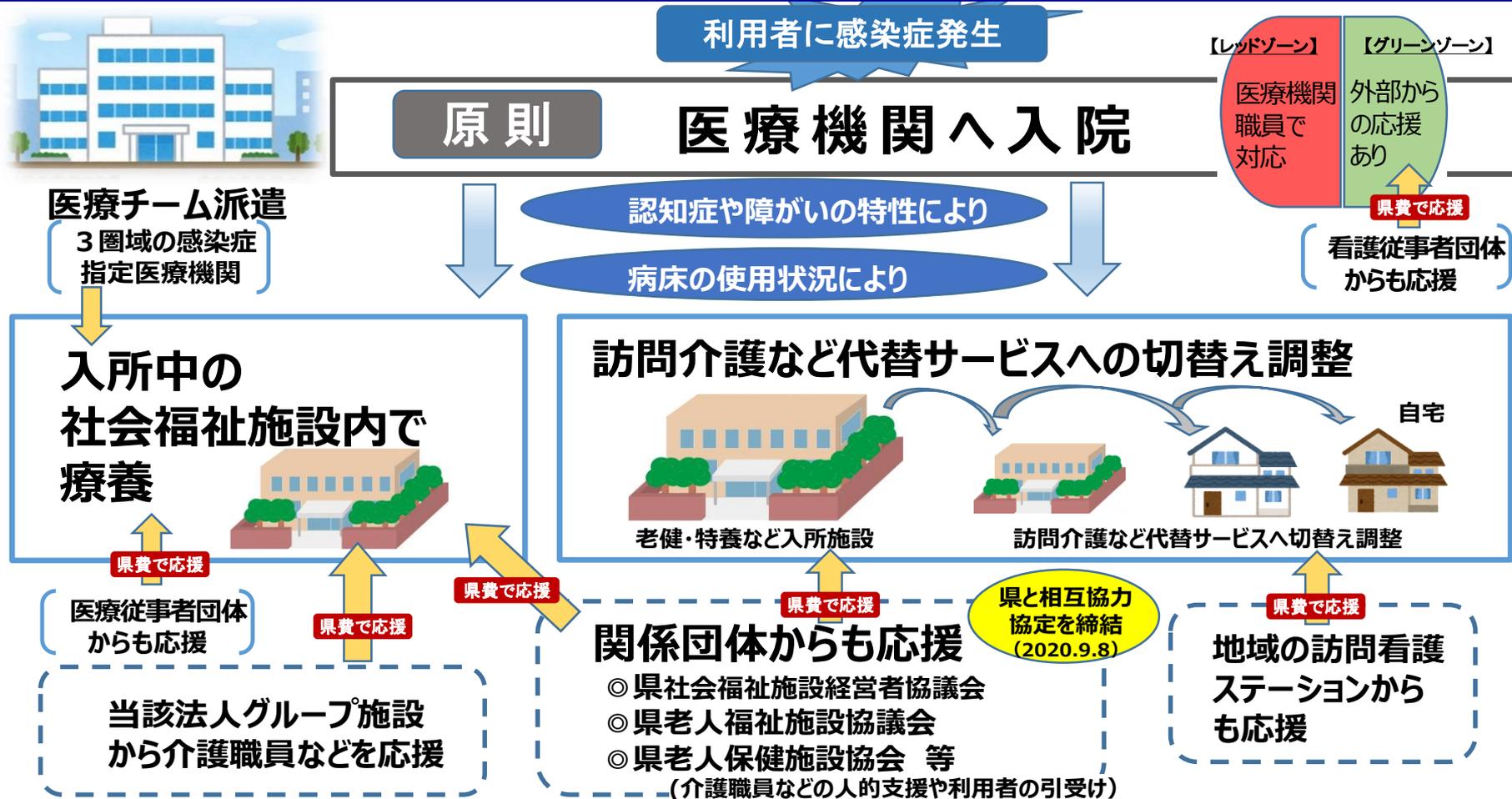
- 緊急事態宣言の期間中、緊急事態宣言対象地域をはじめ、感染拡大地域からの参加が見込まれるイベントや当該地域で開催するイベントについては、原則延期・中止とする。

例) スペースサイエンスワールド星取県

withオンライン

→ 延期

新型コロナウイルス医療ケア特別体制



社会福祉施設新型コロナ緊急対策事業

感染管理認定看護師による緊急指導

感染管理認定看護師等による「現地指導」、オンライン方式も含めた「研修会」等で全ての施設に感染予防策を徹底



鳥取県新型コロナ感染対策事業所認証制度の創設

新型コロナ感染予防策を講じている社会福祉施設を認証することにより、積極的な感染対策の取組を促し、県内施設の感染予防体制の底上げを図ります。

認証方法	鳥取スタンダードを満たしている事業所を認証
------	-----------------------

鳥取県版感染拡大予防ガイドラインの創設

福祉施設での感染予防・拡大防止基準等、県独自の**ガイドライン**を策定し、県内福祉施設の感染予防・拡大防止の取組を支援します。

・3密を避けた食事	・フェイスシールド
・体調不良等緊急通報制度等	

体調不良等緊急通報制度の創設

- **体調不良者が発生した場合の通報制度**を新設

緊急行政検査

- 体調不良等の通報があった事業所、地域で急速な感染拡大の懸念がある場合 ⇒必要性を判断した上で**行政検査**

社会福祉施設職員等検査助成制度の創設

- 施設職員等の健康管理のための自主的検査を支援

【補助率:1/2】

事業所	高齢者施設、障がい者施設、保育施設等
対象	施設が行う自主検査経費

感染拡大予防対策に取り組む社会福祉施設等の支援制度の創設

このたびのクラスター事例を踏まえ、福祉施設等に対する感染対策の補助事業を新設。【補助率：9/10（1事業所につき20万円上限）】

事業所	高齢者施設、障がい者施設、保育施設等
対象	衛生用品購入費、換気設備、パーティション設置費等

飲食店に対するクラスター緊急対策事業

年末年始に頻発したクラスター事例を踏まえ、飲食店を対象とした緊急対策を実施

■ クラスター対策緊急補助金の創設

- 飲食店を対象にガイドラインに沿った感染対策に必要な備品整備を支援
[対象]パーティション、換気設備の新增設、CO2モニター、PCR検査費用等
[補助上限]20万円 [補助率]9/10

■ 飲食店の個別相談・巡回現地指導

- 感染拡大予防対策について、店舗ごとに個別に相談を受け、職員が直接店舗で指導
→ [くらしの安心推進課窓口] 0857-26-7982
- 認証事業所である飲食店、接待を伴う飲食店(カラオケ有)の感染拡大予防対策の具体例を示す動画を作成
→ 県HPにアップし、ガイドライン、動画等を参考に対策の周知徹底
- 食品衛生法に基づく飲食店の監視指導とあわせて、ガイドラインの遵守状況の確認と対策の徹底を訪問指導・助言

■ 緊急対策等の周知徹底

- 組合・団体等未加入の店舗へ緊急対策内容等が確実に届くように、県内のクラスター事例を考慮し、接待を伴う飲食店へ各種案内等をダイレクトメール

■ 緊急行政検査

- 体調不良等の通報があった飲食店、地域で急速な感染拡大の懸念がある場合
→ 必要性を判断した上で行政検査

クラスター緊急対策に係る調整費の執行

「新型コロナウイルス感染症対策緊急事態対策調整費」150,000千円を活用して、速やかに支援を実施する。

・ 社会福祉施設等に対するPCR検査費用支援 20,000千円

⇒社会福祉施設等が健康管理のために自主的に行う職員等のPCR検査費用の一部を助成する。

対象者：高齢者施設、障がい施設、保育施設等に従事する職員

補助率：1/2(1人1回あたり補助上限：1万円)

・ 社会福祉施設等の感染防止対策 90,000千円

⇒社会福祉施設等が継続した感染防止対策を講じるための衛生用品等の購入を支援する。

対象事業：高齢者施設、障がい施設、保育施設

対象物品：感染対策に必要な衛生用品、備品、改修費等、パーティション、換気設備の新增設等

補助率：9/10(1施設あたり上限20万円)

・ 飲食店に対する感染防止対策 40,000千円

⇒クラスター発生等を踏まえ、更に対策を強化するため、飲食店が取り組むガイドラインに沿った感染予防対策に必要な経費を支援する。

対象事業者：県内飲食店

対象：ガイドラインに沿った感染対策に必要な備品(パーティション、換気設備の新增設、CO2モニター等、PCR検査費用)

補助率：9/10(1事業者あたり上限20万円)

観光・宿泊事業等に関する新型コロナ対策連携協議会

今後の本県の観光施策を検討するため、官民からなる「観光・宿泊事業等に関する新型コロナ対策連携協議会」を設置し、県内観光事業者と連携した取組を進める。

- 目的 ・県内観光の現状把握と今後の観光施策の検討。
・観光施策の周知。
- 構成メンバー 鳥取県観光連盟、旅館組合、観光施設、アクティビティ団体、県内旅行会社、市町村
- 第1回会議 令和3年1月18日(月)

※経済、福祉保健、県民、行政等の団体代表者で組織する「鳥取県コロナに打ち克つ新しい県民生活推進会議」も近日中に開催予定。

I 鳥取県の緊急支援策

■資金繰り・新サービス開発等

○新型コロナウイルス感染症対策資金

(融資上限額2.8億円。最大5年間金利ゼロ、10年間保証料ゼロ、据置5年に拡充)

○売上減少した事業者が取り組む新商品・サービス開発等に補助

⇒危機突破緊急応援補助金(補助額上限50万円 補助率3/4)

■雇用 事業縮小等の危機に直面の事業者の事業継続・雇用維持を「新型

コロナ対策企業・雇用サポートチーム」で支援。

■感染症予防

○感染拡大予防対策に取り組みながら事業を継続する事業者を支援

⇒新型コロナウイルス感染拡大予防対策推進事業補助金

(補助額上限20万円ほか 補助率9/10)

■受入体制改善・研修 観光客受入等に向けたツール整備や研修会の開催

⇒鳥取県外国人観光客倍增促進補助金(補助額上限100万円 補助率1/2)

■総合相談窓口 資金繰り対策、感染症発生時の事業活動等の相談

II GoToトラベルの一時停止等について

GoToトラベルの一時停止等による取消料対応費用の観光施設等への配分

⇒取消料対応費用は、旅行商品に含まれるサービスを提供する宿泊事業者、交通事業者、観光施設等に対して公平に配分することとされた。

III 農業とのマッチング

人手が不足している農家等と就労希望者との橋渡しを支援。

【県下3JA 農業人材紹介センター】

(想定作業例)白ねぎやブロッコリーの選果作業や、ハウス野菜農家の作業等

県内における新型コロナウイルス感染症陽性者の確定について
 (県内167例目(鳥取市保健所管内59例目)～170例目:第2報)

	年代	性別	居住地	職業	現在の 症状	経過 ＜発症日又は検体採取日から2日前まで＞	国外、県 外への移 動歴	検査件数 (うち陽性) 1/14 13時 時点
県内167例目 (鳥取市保健所 管内59例目)	50代	女性	鳥取市	非公表	頭痛	1/10: 休暇 1/11: 親族を車で県外へ送っていく 1/12: 頭痛、発熱(38.9℃)、喉の痛み【発症日】 勤務。症状があり医療機関受診(検体採取) 1/13: 県衛生環境研究所でPCR検査を実施し、陽性判明 入院協力医療機関に入院	1/11県外	検査済 9(0) 本日検査 予定1
県内168例目	40代	男性	中部 地区	非公表	咳 鼻水	1/10: 自宅 ※接触歴のある県外在住者からPCR検査 陽性の連絡あり 1/11: 自宅 1/12: 自宅。熱っぽさ、咳少し【発症日】 接触者等相談センターへ相談 1/13: 県外陽性者の接触者としてPCR検査を実施し 陽性判明 感染症指定医療機関に入院	1/8県外	検査済 2(1) ※169例目
県内169例目	40代	女性	中部 地区	非公表	なし	1/11: 自宅 1/12: 自宅 1/13: 県内168例目の濃厚接触者として県衛生環境研究 所でPCR検査を実施し、陽性判明 感染症指定医療機関に入院	なし	現時点で 検査なし
県内170例目	非公表	非公表	西部 地区	非公表	発熱 咳 咽頭痛 鼻汁 頭痛 倦怠感	1/10: 勤務 1/11: 親族宅滞在。外出(私用) 1/12: 発熱、咳、咽頭痛、鼻汁、頭痛、倦怠感【発症日】 勤務。外出(私用) 1/13: 発熱、咳、咽頭痛、鼻汁、頭痛、倦怠感 外出(私用) 医療機関を受診(駐車場での対応)、抗原定性検 査を実施し、陽性判明 1/14: 入院協力医療機関に入院	なし	検査済 3(0) 本日検査 予定23

対応方針

1. 陽性者対応

感染症指定医療機関又は入院協力医療機関に入院

2. 濃厚接触者等への対応

- 積極的疫学調査を実施し、濃厚接触者を特定
 - 最終接触日より2週間の健康観察
 - 外出自粛要請
- 接触者に対し、PCR検査を幅広く実施
- 感染源特定のため、発症前2週間の行動歴を調査し、関係する都道府県があった場合は情報提供を行う

医療提供体制

1. 入院体制(1月14日 12:00現在)

確保病床(A)	現時点確保病床(B)	入院者(C)	C/A	C/B
313床	242床 (※)	50人	16%	21%

(※)現時点確保病床を臨時的に29床追加確保中(フェーズ2:213床 ⇒ 242床)

2. 宿泊療養体制

- 東部地区に1施設(66室)を開設済み
- **西部地区に1施設(40室)を開設済み(1月12日～)**
- 入院加療後、主治医が宿泊療養可能と判断した者について、宿泊療養施設での療養を検討
 - ・看護師の24時間常駐による健康サポート
 - ・医師の毎日の往診とオンライン診療

鳥取県版新型コロナウイルス警報

地域	発令区分	備考
東部地区	注意報	12/21～
鳥取市	警報	1/6～
中部地区	注意報	1/13～
西部地区	注意報	12/25～
米子市・境港市	警報	米子市:1/6～、境港市:12/28～

※クラスター発生などで特定の市町村内で感染拡大が特に懸念される場合、専門家の意見を伺った上で当該市町村に限定して警報を発令し、警戒を呼びかけます。

<県民の皆様へのお願い>

- ◆ 県外から帰省されたかた、県外との往来のあるかた及びその接触者の感染が引き続き確認されています。
- ◆ 警報発令地域の皆様におかれましては、引き続き感染警戒レベルを格段に引き上げ、少しでも体調が悪ければ出歩かないことを心がけ、マスクの着用やこまめな手洗い、手指消毒を徹底し、特に「三つの密(密閉、密集、密接)」を避け、人と人との感染防止距離(概ね2m)を取るなど、感染予防に最大限の注意を払っていただきますようお願いいたします。
- ◆ 全国的な感染拡大に伴い、県内でもうつりやすくなっていますので、その他の市町村の皆様におかれましても、感染防止の取組みの徹底をお願いします。
- ◆ また、接触者として連絡を受けた場合は速やかに接触者等相談センターに連絡し、PCR検査を受けていただくようお願いいたします。

【東部】☎0857-22-5625 【中部】☎0858-23-3135 【西部】☎0859-31-0029

分科会提言の指標と鳥取県の状況

指標				鳥取県 1月14日 12:00現在	ステージⅢ の指標目安
医療提供体制等の負荷	① 病床の ひっ迫具合	病床全体	現時点確保 病床占有率	21% (50/242床)	25%以上
			最大確保 病床占有率	16% (50/313床)	20%以上
		うち重症者用病床	現時点確保 病床占有率	5% (2/44床)	25%以上
			最大確保 病床占有率	4% (2/47床)	20%以上
	② 療養者数(対人口10万人) ※県人口55.6万人で計算			9人 (実数50人)	15人以上
監視体制	③ 検査陽性率(直近1週間) ※1/7~1/13		0.9% (17/1,861人)	10%以上	
感染状況	④ 陽性者数(対人口10万人/週) ※以下、直近1週間は1/7~1/13で集計		3人 (実数17人)	15人以上	
	⑤ 陽性者数の直近1週間と前週の比較		少ない (17人/35人)	多い	
	⑥ 感染経路不明割合(直近1週間)		41% (7/17人)	50%以上	

ステージⅢの目安を超えている指標はなく、本県はステージⅢに達していないと考えられるが、医療提供体制維持のため、引き続き機動的に対策を講じていく。

県庁の対応

○西部総合事務所にクラスター対策監チームを増員派遣し対応中

西部地域で発生しているクラスター事案全体を統括する「クラスター対策監チーム」を派遣（12/27～）し、迅速に対応

- 米子保健所長と連携し、疫学調査等の対応を指揮
- 本庁（新型コロナウイルス感染症対策本部）との連絡調整

○クラスター分析のため、鳥取県新型コロナウイルス感染症対策専門家チームを派遣

○保健所支援に向け、総勢40名の応援態勢を継続

県庁から保健所に職員（クラスター対策監、リエゾン、疫学調査への応援、検体搬送、ドライブスルー検体採取等）を派遣